

No	取組名	取組概要	取組目標	取組主体	市町村担当課	連絡先
2.清掃活動						
2-1	小川原湖清掃	小川原湖護岸のごみ拾い。(実施日：7月第1日曜日)	周知の徹底による参加人数の増加(182人→200人)	小川原湖漁協	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-2	小川原湖清掃	わかさぎ公園において、艇庫開き(7月上旬)、艇庫納め(8月下旬)の際に湖畔の清掃活動を行う。	主体は育成士会(29名)であるが、海洋クラブ員への声掛けも行い、多数での清掃活動を目指す。	東北町育成士会	東北町 社会教育 スポーツ課	0176-56-5180
2-3	観光地清掃	小川原湖公園及び花切川地域のごみ拾い。(実施日：4月中旬)	周知強化(案内文書の送付先追加)による参加人数の増加(84人→90人)	町	東北町 商工観光課	0176-56-4148
2-4	各町内清掃デー	町内の道路端や側溝のごみ拾い。(実施日：4月～6月)	・周知強化(行政連絡員会議での呼びかけ)による参加人数の増加(4467人→4500人) ・町内会ごとの借上げ可能台数の見直しを実施する。	各町内会	東北町 保健衛生課	0176-56-2933
2-5	上北駅前清掃	上北駅前付近のごみ拾い。(実施日：4月)	・周知強化(行政連絡員の会議呼びかけ)による参加人数の増加(2481人→2500人) ・町内会ごとの借上げ可能台数の見直しを実施。	各町内会	東北町 保健衛生課	0176-56-2933
2-6	乙供駅前清掃	前年度までは、乙供駅前付近のごみ拾いを行っていたが、令和6年度から小川原湖周辺へ変更。	・小川原湖周辺ごみ拾いマップをR6.3月中に完成させ、拾っていない箇所のごみ拾いを実施する。清掃場所は、乙供駅前から小川原湖周辺清掃へ変更。 ・広報等による周知を行い、環境美化推進委員の人数増加を図る。(35人→40人)	町	東北町 保健衛生課	0176-56-2933
2-7	赤川周辺清掃	乙供地区赤川周辺のごみ拾い。(実施日：4月～10月)	清掃ボランティア活動の実施及びPRにより、環境問題に対する町民の意識啓発を図る。	町老人クラブ連合会	東北町 高齢介護課	0176-56-2439
2-8	排水路清掃	改良区受益地内(桜田、大谷地、徳万才、才市田地区)の幹線用排水路に流入するごみの撤去(実施日：5月～8月)	本活動により、小川原湖の環境改善に努める。	大浦土地改良区	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-9	排水路清掃	排水路の小川原湖流出口に堆積したごみを回収し排水路を確保	本活動を継続し、小川原湖の環境改善に努める。	下砂土路土地改良区	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-10	排水路清掃	毎年5月11日の揚水日に改良区役員が用排水路のごみ上げを実施	本活動を継続し、小川原湖の環境改善に努める。	下砂土路土地改良区	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-11	中田地区清掃(八幡)	七戸川に係る用排水路のごみ拾い(実施日：4月、10月)	関係者への呼びかけによる実施回数の増加(年2回→年3回)	新館地区エコロジーネットワーク	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-12	ほ場、水路清掃	保全グループの活動対象地のほ場及び水路のごみ拾い。(実施日：6月、11月)	周知強化による参加人数の増加(10人→20人)	下沼崎保全グループ	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-13	小川原揚水機場周辺清掃	小川原揚水機場付近の湖内に浮遊するゴミや建屋、水門周辺に落ちているごみの分別及び回収。(実施日：5月～8月)	本活動の徹底による回収量の増加(ゴミ袋10袋→20袋)	沼崎土地改良区	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-14	土場川周辺清掃	東北町スポーツ少年団による土場川地区赤川水路・土場川周辺のごみ拾い。(実施日：5月21日) 間手場地区土場川周辺のごみ拾い。(実施日：6月11日)	周知強化による参加人数の増加 5月21日(54人→60人) 6月11日(26人→30人)	土場川水土里保全会	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-15	不法投棄防止活動	改良区組合員へのお知らせ文書に、ごみを捨てないよう注意喚起を掲載(実施日：4月)	毎年の文書に「小川原湖の水質改善にも繋がる」という内容も追記して周知。	大浦土地改良区	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-16	不法投棄防止活動	排水機場へと繋がる水路へ不法投棄禁止の看板を設置。 (水路へ家庭ごみ等の投棄があるため)	東北町役場 保健衛生課へ看板借用を依頼し、設置箇所を増加。(2箇所→4箇所)	沼崎土地改良区	東北町 農林水産課	0176-56-4384
2-17	不法投棄防止活動	町民から要望があった箇所に、不法投棄禁止看板を設置。 不法投棄監視員が過去発見した不法投棄箇所に看板を設置する。※R6拡充 (実施日：通年)	従来の型に加え、夜でも目立つ赤文字反射式の看板を制作することで設置要望件数を増やす。 設置件数(12件→20件)	町	東北町 保健衛生課	0176-56-2933
2-18	不法投棄監視員によるパトロール	県から任命された監視員2名が、上北・東北の両地区を毎月2回パトロール。結果は県と町に報告。(実施日：4月～11月)	過去3年の不法投棄発見箇所をデータに取りまとめ、より不法投棄の事例が多い箇所を重点的にパトロールする。不法投棄発見件数(3件→0件)	県	東北町 保健衛生課	0176-56-2933